

～荒川区内に物件を所有する貸主のみなさまへ～

高齢者世帯の入居に伴う残存家財 (遺品)の整理費用等の保険料を助成

高齢者住宅契約貸主助成事業

荒川区では、貸主の方が高齢者の入居受け入れの際に抱える入居者死亡への不安を取り除くため、残存家財の整理費用や逸失家賃等をカバーする入居者死亡保険（少額短期保険）等に参加した場合の保険料を助成します。また、借主の世帯で高齢者みまもりネットワーク事業に登録されていない方は、必ず登録をしていただきます。

1 対象となる方

- (1) 区内に昭和 56 年に改正された建築基準法施行令の新耐震基準に適合の物件を所有する方
 - (2) 区内に 1 年以上在住の高齢者世帯の方と (1) の物件で賃貸借契約を締結した貸主の方
- ※高齢者世帯とは 65 歳以上の単身世帯又は 65 歳以上の方と 60 歳以上の配偶者、兄弟姉妹のみの世帯とします。
- ※当該保険に参加した場合は高齢者の入居を拒まないというのが条件になります。

2 助成金額

年度毎に一戸当たり 15,000 円を上限とし、高齢者世帯と賃貸借契約を締結している間助成

3 対象となる保険

入居する高齢者世帯の死亡により生じる、次のいずれかを補償内容として含んでいる保険

- ・残存家財の片付け費用、葬儀費用
- ・居室内修繕費用、清掃（原状回復）費用
- ・空き室となったことによる家賃損失費用



4 申請手続方法

- (1) 高齢者世帯の方と賃貸借契約を結びます。
 - ◆契約前に借主の世帯について、高齢者みまもりネットワーク事業の登録及び、在住年数を確認しますので、下記の窓口までご案内をお願いします。
- (2) 残存家財の片付け費用等を補償する保険に参加します。
- (3) 高齢者福祉課の窓口で補助金の申請をします。
 - ◆必要書類
 - ・賃貸借契約書の写し（高齢者世帯の入居を証するもの）
 - ・補償保険加入契約書の写し及び領収書（※火災保険の特約等に対象となる保険が含まれている場合は、保険会社等が発行した保険料の明細書等の提出が必要）
 - ・借主個人情報提供同意書（補助金交付申請書の裏面）
 - ・貸主の方の振込先の口座番号が分かるもの（通帳等）、印鑑



荒川区ホームページは
こちら！

<問い合わせ先>
荒川区高齢者福祉課（区役所 2 階 5 番窓口）
☎3802-3111（内線 2678）